発行について同意又は許可を得た地方債のうち符号 D_n 以外のものの額に相当する額

C_{18} ＝ 0.027
C_{19} ＝ 0.026
C_{20} ＝ 0.02624
C_{21} ＝ 0.02794
C_{22} ＝ 0.02795
C_{23} ＝ 0.02806
C_{24} ＝ 0.02837
C_{25} ＝ 0.02900
C_{26} ＝ 0.02977
C_{27} ＝ 0.03213
C_{28} ＝ 0.0270
C_{29} ＝ 0.0270
C_{30} ＝ 0.02720
$C_{令元}$ ＝ 0.02710
$C_{令2}$ ＝ 0.02689
$C_{令3}$ ＝ 0.02169
$C_{令4}$ ＝ 0.02256
$C_{令5}$ ＝ 0.00475
$C_{令6}$ ＝ 0.00719
$C_{令7}$ ＝ 0.01160

D_n　地防法第 4 条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{20} ＝ 0.03673
E_{21} ＝ 0.03911
E_{22} ＝ 0.03912
E_{23} ＝ 0.03928
E_{24} ＝ 0.03972
E_{25} ＝ 0.04060

発行について同意又は許可を得た地方債のうち符号 D_n 以外のものの額に相当する額

C_{18} ＝ 0.027
C_{19} ＝ 0.026
C_{20} ＝ 0.02629
C_{21} ＝ 0.02797
C_{22} ＝ 0.02799
C_{23} ＝ 0.02811
C_{24} ＝ 0.02851
C_{25} ＝ 0.02919
C_{26} ＝ 0.03039
C_{27} ＝ 0.027
C_{28} ＝ 0.0271
C_{29} ＝ 0.0271
C_{30} ＝ 0.02724
$C_{令元}$ ＝ 0.02713
$C_{令2}$ ＝ 0.02147
$C_{令3}$ ＝ 0.02174
$C_{令4}$ ＝ 0.00345
$C_{令5}$ ＝ 0.00475
$C_{令6}$ ＝ 0.00719

D_n　地防法第 4 条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{20} ＝ 0.03681
E_{21} ＝ 0.03915
E_{22} ＝ 0.03918
E_{23} ＝ 0.03935
E_{24} ＝ 0.03991
E_{25} ＝ 0.04086